

総務産業常任委員会会議録

1. 開催日 令和6年3月11日（月） 9時00分～9時25分
2. 開催場所 玉城町役場 3階 第1委員会室
3. 出席委員 （7名）
委員長 渡邊 昌行 副委員長 福田 泰生 委員 南 雅彦
委員 山口 欣也 委員 山路 善己 委員 北 守
委員 小林 豊
4. 欠席委員 なし
5. 説明のため出席した者の職・氏名
町 長 辻村 修一 副町長 田間 宏紀 教育長 中西 章
総務政策課長 中村 元紀 地域づくり推進室長 中川 泰成 防災対策室長 内山 治久
総務政策課長補佐 玉木 真弓 総務政策課長補佐 西岡 厚
6. 職務のため出席した者の職・氏名
議会事務局長 中西 豊 同 書記 福井希美枝
7. 会議録署名委員 山路 善己 委員 北 守 委員
8. 委員会付託議案審査について
第1 議案第2号 玉城町田丸駅交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について
第2 議案第4号 玉城町行政組織条例の一部改正について

開会の宣告

（午前9時00分 開会）

- 委員長（渡邊 昌行） 皆さん、おはようございます。
ただいまから総務産業常任委員会を始めたいと思います。
ただいまの出席委員数は7名で、定足数に達しておりますので、総務産業常任委員会を開会します。
本委員会に、町長、副町長、教育長、その他関係職員の出席をいただいております。
開会に当たり、町長から挨拶をいただきます。
辻村町長。
- 町長（辻村 修一） 総務産業常任委員会に付託をいただきました議案第3号、第4号についてご審査を賜ります。よろしく願いいたします。
- 委員長（渡邊 昌行） 本日は、本委員会に審査付託されました議案2件の審査を行います。
初めに、会議録署名委員の指名をします。
本日の会議録署名委員は、山路善己委員、北守委員の2名にお願いします。

日程第1 議案第3号 玉城町田丸駅交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について

○委員長（渡邊 昌行） それでは、議事に入ります。

議案第3号 玉城町田丸駅交流施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題にします。

議案の提案理由並びに補足説明は、既に本会議の中で行われておりますが、追加説明があればお願いします。

（「ございません」と呼ぶ声あり）

○委員長（渡邊 昌行） 追加説明なしということで、説明はありませんので、質疑を行います。

発言を許します。

山路委員。

○委員（山路 善己） この条例制定するに当たって、いろいろ細かいこともお尋ねしたいと思うんですが、その前に、11条、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。この規則というの、この定例会の資料には出ていませんね。

それじゃ、この規則見たら分かるんか分かりませんが、幾つかちょっと質問させてもらいます。

第2条、地域の交流の拠点として、地域の活性化を図るため、玉城町田丸駅交流施設を設置する。

実は私、今まで駅前通ったことはあつたんですが、中見たことありません。それで、この条例制定に当たり、参考のため、昨日午後、日曜日であれば工事も休みやろうと思ひまして、中まで入って見せてもろうてきました。

交流施設と思われるところは鍵がかかって入れませんでしたけれども、外から見ました。まだ完成はしていませんけれども、これ、ちょっと私、いろいろ違和感も感じることもあつたんですが、「地域の活性化を図るため」、ここら辺、どういうふうなことを考えているかお尋ねします。

○委員長（渡邊 昌行） 地域づくり推進室、中川室長。

○地域づくり推進室長（中川 泰成） 地域づくり推進室長、中川。

山路委員のほうから、地域活性化の具体的な方策についてお尋ねをいただいたところでございます。

もう一度繰り返しになりますけれども、あちらの施設については、駅の待合のスペースというところと、山路委員おっしゃられた交流スペースという、あの囲われているところですね。それに事務所ですね。これは観光協会が今、入るということを予定しておりますけれども、その交流スペースの活用の方法というところなんです、こちらに

については、2つ使い方というのがあるというふうに今、考えております。

1つは、駅の待合が中でも実現できるということですね。暑い日、寒い日は、中でもお休みいただけるということが1点です。ですので、中でWi-Fiの設備もございまして、当然空調、Wi-Fiもございまして、学生さんたちがそこでお話をいただいたりとか、お仕事の方がそこでお仕事をされるということが1つ可能なのかなと思っております。

それから、観光協会が入るということで、観光案内所も設置をするということですので、地域の方々であったりとか、外から来られる方がそこで町の情報を知って、お出かけをいただく。ないしは、そこで各展示とか、各教室、そういったことができるし、またイベントの発着というんですかね。あそこを拠点にウオーキングのイベントであったりとか、そこを起点に様々なイベントが展開できるというふうな意味で、活性化というふうな単語を使って表現をしたというところでございます。

以上でございます。

○委員長（渡邊 昌行） 山路委員。

○委員（山路 善己） 駅の待合室としても、要するに夏の暑いとき冷房の効いた部屋、今の時分の寒いときはあそこも使えるということですね。

そして、これ、もう一つ、これ、8条、料金が発生しますでしょう、使用料。ちょっとその辺、ちょっと入るのに料金、これ、発生、料金払わないと駄目なんですか。そんなことありませんわね。ちょっとこのような8条があったので、ちょっとこの辺もどんなかな、矛盾しとるんちゃうかなと思って、それについての質問です。

○委員長（渡邊 昌行） 地域づくり推進室、中川室長。

○地域づくり推進室長（中川 泰成） 地域づくり推進室長、中川。

使用料金についてでありますけれども、少し前にお話もさせていただいたかなと思っております。重なるところについてはご容赦いただきたいと思いますが、使用料金につきましては、貸し切って使う場合というふうなことでございまして、通常に入っていたらお休みいただいたりとか、お仕事なされたりとか、交流いただく分については、特段料金は頂くことは想定をしております。

例えば、個展みたいなことをその中で掲示をしたり、例えば夜ですね。夜間に地域の集まり事で使いたいとなりますと、もうそこを占用されるということになりますので、そちらについては、この使用料金100円と、それから冷暖房を使う場合については1時間200円、これを追加をして徴収させていただきたいということで、今回条例を上程したというところでございます。

以上でございます。

○委員長（渡邊 昌行） 山路委員。

○委員（山路 善己） 使い方いろいろ考えていらっしゃることで、少々安心しましたけれども、この使用料、これ、どんなんですか、これは。使用料1時間につき100円。1

人100円とか、1団体100円とか、この料金区分といいますか、単位というか、何というのかな。これ、どういうふうにかえたらよろしいんですか。

○委員長（渡邊 昌行） 地域づくり推進室、中川室長。

○地域づくり推進室長（中川 泰成） 地域づくり推進室長、中川。

こちらの料金については、他の公共施設もそうなんですけれども、例えば中央公民館であったりとか、保健福祉会館もそうですが、1部屋という単位になりますので、1部屋当たり1時間100円ということでございます。

以上でございます。

○委員長（渡邊 昌行） 山路委員。

○委員（山路 善己） よく分かりました。

そして、位置的に、田丸駅ということなんで、比較的地域の住民、近くの人たちが利用されやすいと思います。例えば、下外城田、外城田、有田の遠方の方は、今、車社会で、車でしか利用できないと思うんですけれども、駅前の空き地ありますでしょう。あそこは地権者はどこのものなんかな。要するに、下外城田や外城田、有田の遠いへ人たちも気軽に来られて、車で。そうした駐車場スペースは現在あるんですか。

○委員長（渡邊 昌行） 地域づくり推進室、中川室長。

○地域づくり推進室長（中川 泰成） 地域づくり推進室長、中川。

ご心配をいただいております駐車場の問題でありますけれども、今現在は駅前に町有の駐車場というのはございません。今現在ですと、こちらの保育所のいつも駐車場を使われているところとか、役場をお使いくださいという方法しかございません。

この駐車場につきましては、今後、この適地があるかどうかを含めて対応していかないといけないなと思っておりますので、今すぐにそういった問題が解決するという段にはないということでございます。

以上でございます。

○委員長（渡邊 昌行） 山路委員。

○委員（山路 善己） 今後、駐車場の件も、要するに周辺の単なる住民の方だけでなく、遠くの方も気軽に利用できるように駐車場を考えてくださっているということなんですね。

○委員長（渡邊 昌行） 地域づくり推進室、中川室長。

○地域づくり推進室長（中川 泰成） 地域づくり推進室長、中川。

この駐車場の問題についても、町有地がいいのか、それこそ民間の方がおやりいただくということであれば、そこをあまり食い込んでといいますか、ということになってもいけないなと思っておりますので、その辺については、駐車場の問題、もちろん考えておるといってご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（渡邊 昌行） 山路委員。

○委員（山路 善己） そして、料金、町長の掲げている料金も発生しますけれども、そういう料金、受付とか料金徴収はどなたがされるんですか。

○委員長（渡邊 昌行） 地域づくり推進室、中川室長。

○地域づくり推進室長（中川 泰成） 地域づくり推進室長、中川。

その料金につきましては、基本的には観光協会のほうで対応ができないかなというふうで、今、調整をさせていただいていますし、例えば夜の鍵になりますと、観光協会おりませんので、昼間のうちに受渡しができたりいいですし、今ここ、公共施設の場合もそうなんです、宿直が対応してございます。夜の体育館であるとかですね。そういったことは夜間についても対応ができるように、今、調整をしているところでございます。以上でございます。

○委員長（渡邊 昌行） 山路委員。

○委員（山路 善己） 観光協会はまた別でしょう、観光協会は観光協会です。よく混同される人もおると思うんですけれども、観光協会と観光案内所は別と思うので、観光協会は、それは玉城町の長所を発信するための立案したり、いろいろ計画したり、また行政でできない、個人的とか、特定の企業の商品の宣伝とか、宣伝、発信か。ああいったことで、そういったことまで観光協会にさせるんですか。

これ、観光協会担当者は今いないかな。そういった話もう進め、了解も取っておるんですか。

○委員長（渡邊 昌行） 地域づくり推進室、中川室長。

○地域づくり推進室長（中川 泰成） 地域づくり推進室長、中川。

当然、観光協会さんに過度な負担にならないようにというのは当然でありますけれども、当然施設の維持であったりとか管理もございますので、それら含めてと思っておりますし、例えば中央公民館ですと、たまスポさんで徴収もいただいておりますというふうなこともございまして、今、観光協会さんと調整をしておるということでございます。

以上でございます。

○委員長（渡邊 昌行） 山路委員。

○委員（山路 善己） 私は観光協会は別物で、本当にやっとこ立ち上がってやり始めて、当初より随分とたくましくなったと思っておりますけれども、やっぱりそんな、そういった負担させないようにしなければならぬと私は思いますけれども、それは皆さん決めることですけれども、それじゃまとめまして、要するに、例えばですよ。そうそう。夏の夕方4時ぐらいに大きなスクールが来て、自転車のうちへ帰れないときに待っている人が、夏の暑いときであるその交流施設、あそこで雨宿りもできると。それから、そうそう、玄甲舎に茶道関係で来てくれた遠方の方、鉄道で遠方の方が来てくれたり、それからお城に来てくれた方たち、参宮線は本数も少ないし、「あと40分あるな。そや、ここで暑いから休ませてもらう」と、そういうふう気軽に使えたり、それから近所の人たち、そこで将棋を指したり、そんなのできるわけですね。これ、最後の質問です。

○委員長（渡邊 昌行） 地域づくり推進室、中川室長。

○地域づくり推進室長（中川 泰成） 地域づくり推進室長、中川。

そのとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（渡邊 昌行） 山路委員。

○委員（山路 善己） はい、よく分かりました。

昨日見てきて、さて、どういうふうにするのかなと思い、ちょっと危惧していましたけれども、今の答弁で、割と自由に使えることがよく分かりましたので、またこれからいろいろ本当に住民の皆さんに利用してもらうように図っていただきたいと思います。

○委員長（渡邊 昌行） ほかありませんか。

小林委員。

○委員（小林 豊） 規則の中に定めてあるかも分かりませんが、その交流施設の使い方の制限等々があったら、例えば飲食は可能かなと思うんですけども、アルコール類は駄目ですよとか、自分の持ってきたごみは自分でちゃんと持ち帰ってくださとか、そういうような制限等々は設けてないのでしょうか。

○委員長（渡邊 昌行） 地域づくり推進室、中川室長。

○地域づくり推進室長（中川 泰成） 地域づくり推進室長、中川。

今回の交流スペースにつきましては、極力ご自由に幅広く使っていただきたいということございまして、ただ、火気使用ですね。火に関する部分ですね。については、こちらについてはご遠慮いただくということございしますが、アルコール、飲物に関しては、特段制限をしてございません。今のところですね。何かたくさん問題あれば、また考えますけれども、今、思い当たる私も制限のところというと、それぐらいと、あと時間の制限は当然出てきますし、町内、町外特に問いませんし、なるべくたくさんの方ご利用いただきたいという考え方でおります。

以上でございます。

○委員長（渡邊 昌行） 小林委員。

○委員（小林 豊） そうすると、ある程度自由に使っていただけるスペースやという、そういう考えでよろしいですね。はい、了解しました。

○委員長（渡邊 昌行） ほかありませんか。

北委員。

○委員（北 守） 8条の使用料なんですけど、100円と、それから電気料金200円ということで、1時間当たり設定してあるんですけど、今のご説明でいきますと、ギャラリー等のそういう団体さんについては、そういうふうに規制を、向けてのお話を今、されたんですけど、例えば使用料条例見せてもろうてますと、大体半日単位ですよ。半日単位でお借りしてくださいというか、時間単位でというんか、規定はあまり、使用料条例の中には、条例別ですよ。別条例の中には、大体半日単位で、午前の部、それで午後の部

というふうなことですけれども、時間単位にしたというのは何か理由があるんでしょうかね。

○委員長（渡邊 昌行） 地域づくり推進室長、中川室長。

○地域づくり推進室長（中川 泰成） 地域づくり推進室長、中川。

今、北委員が電気料200円というふうに今、言うてもらったんですが、今回については、使用料含んで100円と、それから冷暖房を使用する場合は200円ということにして、最初申し上げた100円の中にもう電気代が入っておりますので、それだけちょっと間違えのないようお願いをしたいというのが1点です。よろしいですか。

それから、ご質問だけちょっとお答え。

予約の時間、料金の設定なんですけれども、なるべく半日単位にしてしまうと、もう半日で固定をされてしまいますので、より多様な設定ができるように、1時間というふうな設定とさせていただきます。

以上でございます。

○委員（北 守） 分かりました。

○委員長（渡邊 昌行） よろしいですか。

○委員（北 守） 結構です。

○委員長（渡邊 昌行） ほかにありませんか。

（「進 行」と呼ぶ声あり）

○委員長（渡邊 昌行） ないようですので、これで本案に対する質疑を終わります。

続いて討論を行います。通告はありませんでしたので、討論は省略し、直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○委員長（渡邊 昌行） 挙手全員です。

したがって、議案第3号 玉城町田丸駅交流施設の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第4号 玉城町行政組織条例の一部改正について

○委員長（渡邊 昌行） 次に、議案第4号 玉城町行政組織条例の一部改正についてを議題にします。

議案の提案理由については、既に本会議の中で行われておりますが、追加説明があればお願いします。

追加説明はありますか。

（「ございません」と呼ぶ声あり）

○委員長（渡邊 昌行） 説明はありませんので、質疑を行います。

発言を許します。

北委員。

○委員（北 守） 北ですけれども、行政組織条例ということで、今回提案、総務行政課のほうで2課に分かれるということで提案いただいたんですが、今の、昔で言うまちづくりというたら企画課かなというふうに思うんです。それで、防災のことは、もう常々防災課というのをどうですかというのを言われておったんですが、そういうことで、今回の条例改正、一部改正出てきたんやないかと思うんですが、ここです、今6課あるわけですね。町長部局の中には6つの課が。それで、今回1つ増えて7つになるんですが、人員的にはどういうふうな配分というんか、まちづくりということですから、もう銘打っておるわけですけれども、どういうふうな配分で総務とあれと分けるんかどうかわかりませんが、人員構成というか、職員構成が分かれば、大体こんなもんやということが分かれば、お聞かせ願いたいんですが。

それと、もう一つ、何をやっていくんかということも、ちょっとイメージとしてよく分からない部分がありますので、副町長あたりが分かれば、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（渡邊 昌行） 副町長、田間副町長。

○副町長（田間 宏紀） 人事の関係につきましては、これからでございますので、まずもってはその人員構成が何人でどうだというふうなことはお答えを控えさせていただきますかと思っております。

大きくは、総務防災課のほうで何かというふうなことがあるわけですが、全協のときにも申し上げましたとおり、その係というふうな形の中で、まずもって総務防災課のほうには危機管理の係のほう、こちらのほうが当然防災、消防、災害対策、情報公開、個人情報という部分、そしてまた行政係というふうなところで、人事の任命関係、議会に関すること、儀式、表彰ということ、そしてまた公平委員会なり職員の福利厚生等々、庁舎管理も含めた形の中になろうかと思っております。

そして、まちづくり推進課のほうにつきましては、議員仰せのとおり、・・・で言いますと、企画財政というふうな形に似たケースになろうかと思っておりますが、町長の秘書の部分と、もとい。政策推進の係のほうで町長、副町長の秘書の係の部分、総合横断的な企画管理、総合戦略等々も含めた総合計画等々の企画立案、そしてまた広報、協働のまちづくりと。ここには移住・定住の部分もこの中には含めるというふうな、今の現在の政策推進の係でございます。それに財政係として、これはもう町全般の企画財政全般、予算、決算、交付税関係なりというふうな内容で、今現在、庶務規則のほうの準備を進めておる段階でございます。

以上です。

○委員長（渡邊 昌行） よろしいですか。

北委員。

○委員（北 守） 今までも、既に係の段階では、危機管理も含めて、防災もあつた

んやないかと思うんです。それで、まちづくりについても、空き家対策についても、いろいろなことについてまちづくりの分野であったんですけども、ちょっとここに来て、あまりにも業務量が多いということで分けたのか、それとも以前にちょっと私の記憶では、例えば福祉と環境とか、いろいろと一緒にひっついとって、今の6課になつる現状があるんですけども、あえて分けるというのは、何かそういう、今の時代に合わせてやっぱり分ける必要があるというふうに認識の上のことなのか、そこをもう一度副町長にお伺いしますけれども。

○委員長（渡邊 昌行） 田間副町長。

○副町長（田間 宏紀） 今というふうなことでございますが、これにつきましても、全協の中でもご説明をさせていただいたとおり、限られた経営資源の中で、いかに今、総合計画、まちづくりの計画を進めておるところでございますが、そのような計画を着実に推進する必要があるだろうということで、責任性の明確化というものを重きに置いた機構改革でございます。

そしてまた、喫緊の課題といたしまして、人口の減少に差しかかったところでございますので、この人口減少対策と少子化も含めた企画的なまちづくりとしての考え方、コミュニティの再生というふうな部分になろうかと思えます。

そういう部分と危機管理の部分につきましては、もう能登半島の痛ましい地震のこともそうですし、東日本で13年を迎えるわけですけども、これらの教訓を踏まえた中で、防災にしっかりと対応すべく、責任体制を明確化の中で、組織のほうを今回お願いをするものでございます。

以上です。

○委員長（渡邊 昌行） ほかによろしいですか。

（「進 行」と呼ぶ声あり）

○委員長（渡邊 昌行） これで本案に対する質疑を終わります。

続いて討論を行います。通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全 員 挙 手）

○委員長（渡邊 昌行） 挙手全員です。

したがって、議案第4号 玉城町行政組織条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了しました。

これをもって本委員会を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○委員長（渡邊 昌行） 異議なしと認めます。

これで総務産業常任委員会を閉会します。

本会議での委員長報告については、審議内容は議事録をご覧くださいこととし、主な事項及び結果の報告とさせていただきますので、ご了承願います。

ご苦労さまでした。

(午前9時25分 閉会)